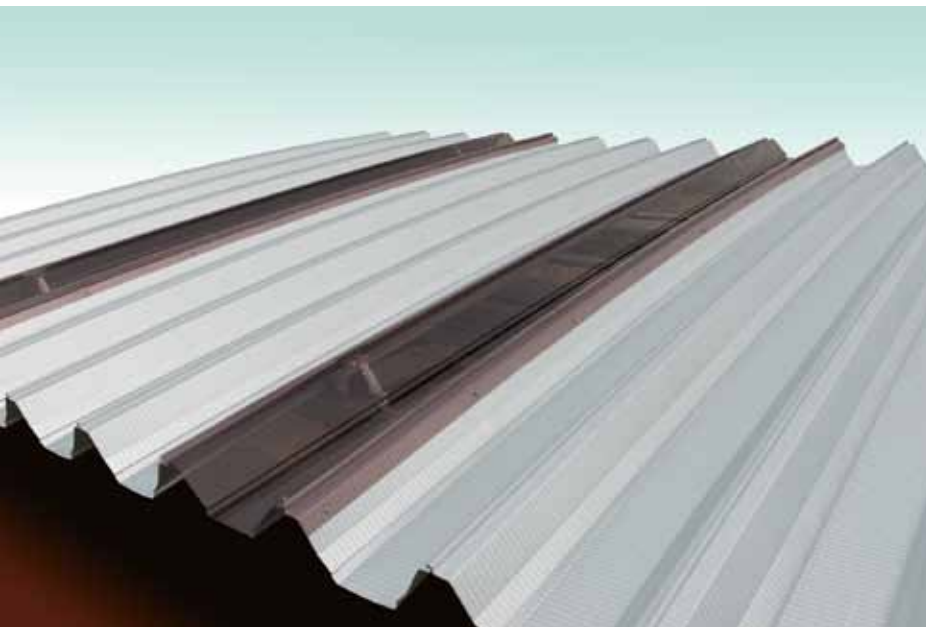




シンプルなスケルトン



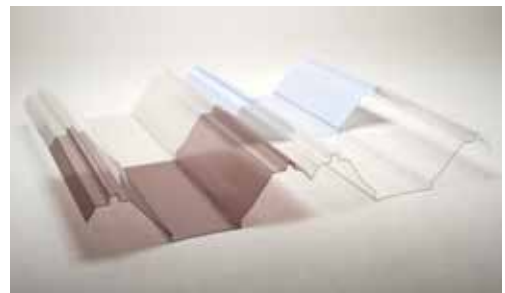
本体はタイトフレームのクローザー金具とガッチリ嵌合



TYPE-R (半径 52.5m) とクローザーライトとの複合



天井側から撮影



4色ラインナップ  
(ブロンズ・クリアー・クリアマット・ミルク)

ダイプラ製品に対する法の規制について 使用範囲一覧表

分類		適用部位	防火・準防火地域	法22条指定地域	その他	
不燃性の物品を保管する倉庫等の屋根	<b>【塩ビ畜産波板】</b> DW-9040  <b>【ガラスネット波板】</b> DW-9009  <b>【ポリカーボネート波板】</b> DW-0009 DW-0115(1) (アルミ製下地) DW-0115(2) (鋼製下地)  <b>【ポリカーボネート折板】</b> DW-0074 (アルミ製下地) DW-0075 (鋼製下地)	スケート場 水泳場 スポーツ練習場  その他これに類する運動施設  不燃性の物品を取り扱う荷捌き場  その他これと同等以上に火災の発生の恐れが少ない用途	屋根	延焼のおそれのある部分以外の部分	屋根以外の主要構造部を準不燃材料とする 面積の制限はなし	・テニス練習場 ・ゲートボール場 ・スポーツ専用で収納可燃物がほとんどなく、見通しのよい用途  ・通路、アーケード、休憩場 ・十分に外気に開放された停留場 自動車庫(床面積30㎡以下) 自転車置き場 ・機械製作工場
	その他これと同等以上に火災の発生の恐れが少ない用途  畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場および養殖場	その他これと同等以上に火災の発生の恐れが少ない用途				
	自動車庫(150㎡未満)  スケート場、水泳場、スポーツの練習場その他これに類する運動施設  不燃性の物品の保管その他これと同等以上に火災の発生の恐れが少ない用途	畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場および養殖場				
	畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場および養殖場	畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場および養殖場				
簡易な構造の建築物	上記DW認定品 JIS K 6735 [建告1443号による]	屋根  壁	延焼のおそれのある部分以外の部分  延焼のおそれのある部分	階数1かつ3000㎡以内まで可 (法84条の2、令136条9、10) ※建築物の部分については、準耐火構造の壁又は令126条の2第二項に規定する防火設備で区画する  不可		